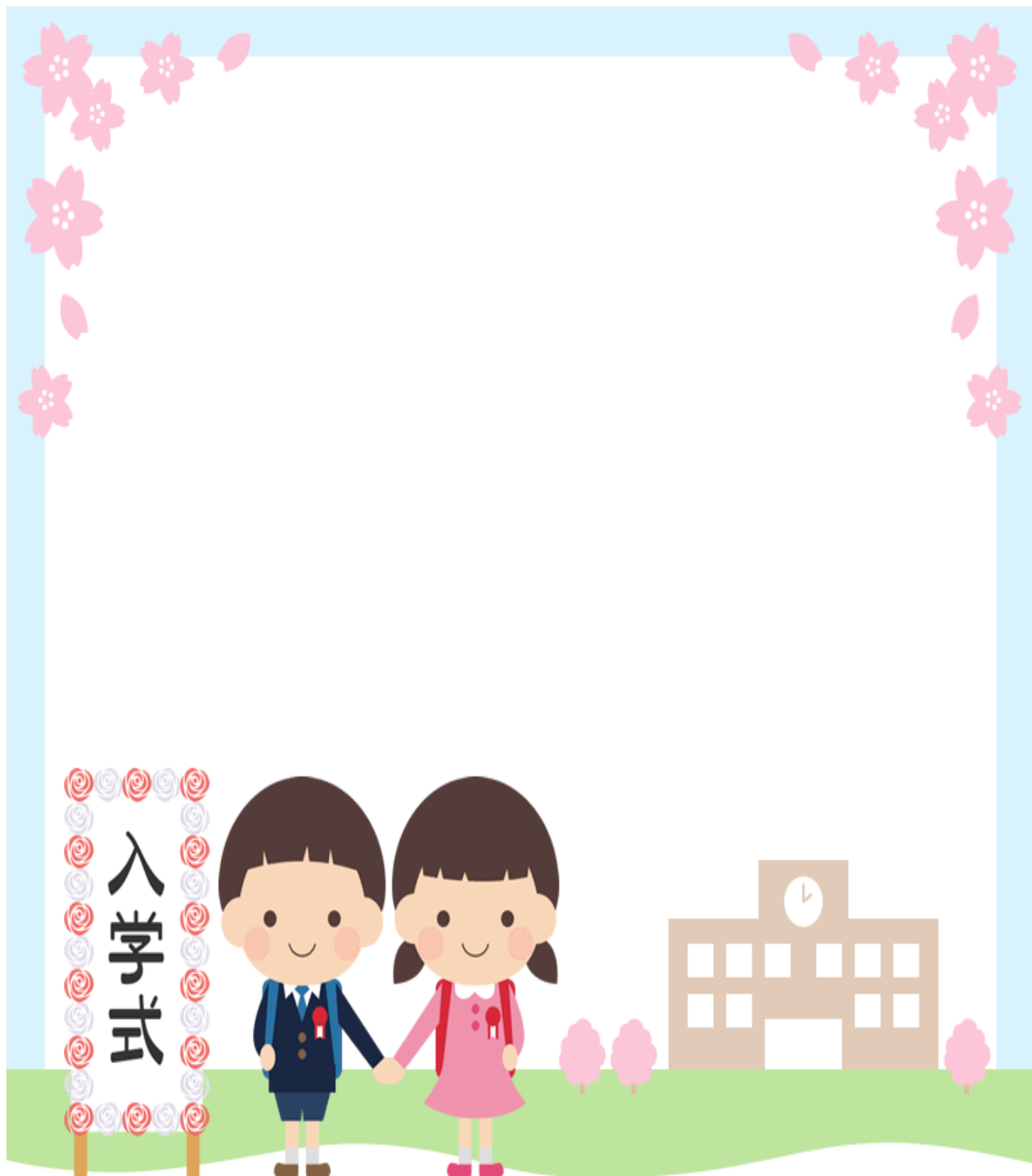


この春小学校・中学校に入学される児童がいらっしゃる皆様へ

# 新入学祝い金申請のご案内

申請期間：平成30年12月3日（月）～平成30年12月28日（金）



# 平成30年度 新入学祝い金贈呈事業



10月1日から翌年3月31日までの期間に全国一斉に共同募金運動が実施されています。毎年多くの地域住民の皆様からあたたかい善意をお寄せいただいております。この善意を浜松市内に住所があり生活に困窮して支援を必要とされる世帯（生活保護世帯を除く）に「新入学祝い金」として贈呈いたします。つきましては、下記の内容をよくお読みになり提出期日までに申請をお願いいたします。

## 1. 申請の対象となる世帯

- 平成31年4月に小学校へ入学、中学校へ入学をされる児童をお持ちの世帯で、  
(A)、(B)、(C) のいずれかの条件に該当する世帯。

(A). 世帯全員の市・県民税が非課税となる世帯。

(B). 経済的な理由により支援を必要としている世帯。

※不動産収入のある方、家族等からの援助を受けている方は対象外となります。

(C). 児童扶養手当を支給されている世帯。

### <注意事項>

※「世帯」とは、血縁関係にかかわらず、同一住所・敷地内に住んでいる方全員のことを指します。住民票上世帯分離がされていても同一住所・敷地内に住んでいる場合は、同一世帯とします。

※平成30年12月1日現在、浜松市内に住所を有している世帯が対象になります。贈呈時期（2月下旬から3月中旬）に児童が施設や病院に入所・長期入院されているまたは、転居されるなどの理由で申請時の住所にお住まいでない場合は対象となりません。

※生活保護を受給していない世帯が対象になります。（生活保護受給世帯についての照会を市社協から浜松市に依頼をいたします。）

※(B)の経済的な理由により支援を必要としている世帯の基準は、次頁に示す金額の通りになります。

※新入学祝い金贈呈事業の対象になる児童の生年月日は次のとおりです。

●小学校へ入学する児童の対象年齢（平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ）

●中学校へ入学する児童の対象年齢（平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ）

## 2. 提出書類

①、②の書類に加え、③世帯状況によりA～Cのいずれかの資料を提出ください。

### ①. 新入学祝い金申請書

- 必要事項に記入、印鑑を押印してください。(シャチハタ不可)
- 「B.経済的な理由により支援を必要としている世帯」の方は、申請書の《Bの場合の申請理由》に申請理由を必ずご記入ください。

### ②. 新入学児童の生年月日がわかる公的機関の証明【保険証、医療費受給者証等】



### ③. 世帯の状況によりA～Cのいずれかの資料を提出ください。

#### A. 世帯全員の市・県民税が非課税となる世帯の場合・・・

世帯全員が非課税であることを証明する書類の写し

- 平成30年度市民税・県民税課税証明書(平成29年分)
- 平成30年度特別徴収通知書(介護保険料)の写し

#### B. 経済的な理由により支援を必要としている世帯の場合・・・

• 世帯全員の直近3ヶ月(8、9、10月)の収入がわかる書類(給与明細等)の写し(収入は年間総収入で審査します。)

※ 収入が年金のみの方の場合、「年金振込通知書」の提出を可とします。

※ 直近で離職された場合は、「離職票」や「雇用保険受給者資格証」の提出を可とします。

[Bの場合の基準額(給与明細添付の場合の基準)] ※年間総収入が下記の金額以下

家族の人数	2人	2,244,000円(月額 187,000円)
	3人	2,736,000円(月額 228,000円)
	4人	3,228,000円(月額 269,000円)
	5人	3,732,000円(月額 311,000円)
	6人	4,296,000円(月額 358,000円)

(※生活保護基準額を参考に設定。)

社会保険料
所得税
手取り (手元に残るお金)

### 総収入

※総収入が上記の基準以下である必要があります。

[Bの場合の基準額(年金収入のみの場合の基準)]

家族の人数	2人	2,019,000円(月額 168,250円)
	3人	2,344,000円(月額 194,500円)
	4人	2,649,000円(月額 220,750円)

#### C. 児童扶養手当を受給されている世帯の場合・・・

• 児童扶養手当証書の写し

[添付書類にかかる注意事項]

- ① 今年度の歳末たすけあい援護金贈呈事業の申請をされている方は、所得を証明する書類等を提出いただかなくても結構です。ただし、新入学祝い金申請書と新入学児童の生年月日が分かる公的証明書の写しをご提出ください。
- ② 申請にかかわる書類はお返ししません。
- ③ 添付書類に不備がある場合は申請の受付はできません。
- ④ 必要に応じて住民票等の書類の提出を求める場合があります。
- ⑤ 申請内容にかかわる照会について  
浜松市社会福祉協議会が申請書類にかかわる内容について、担当地区の民生委員児童委員さんや浜松市役所に照会をすることがあります。

3. 申請書の提出先

お近くの社会福祉協議会地区センター及び事務所あてに書類一式を封筒に入れてご持参ください。  
※ 封筒はどのようなものでもかまいません。郵送での受付はできませんのでご承知おきください。

4. 申請書類の受付期間

平成30年12月3日（月）～平成30年12月28日（金）（土日祝除く）

5. 贈呈金額 （児童一人につき）上限額10,000円

※募金で集まった金額と贈呈世帯数により、変更する場合があります。

6. 実施主体 社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会（協力：浜松市民生委員児童委員協議会）

7. 審査・贈呈方法


- 贈呈については浜松市社会福祉協議会が審査を行い決定します。
- 対象となった世帯には2月下旬から3月中旬に主任児童委員さんを通じて贈呈します。
- 対象とならなかった世帯には2月下旬頃に郵送にてお知らせします。

8. 申請内容の変更について

申請後に住所や世帯状況などの変更が生じた場合は、すみやかに浜松市社会福祉協議会の地区センターおよび事務所までご連絡ください。

9. その他

ご案内用紙のポルトガル語版、英語版、ベトナム語版は浜松市社協ホームページをご覧ください。

ホームページ    (<http://www.hamamatsu-syakyou.jp/>)

お問い合わせ・連絡先 浜松市社会福祉協議会 浜松市中区成子町 140-8 TEL 453-0580  
 (ホームページ <http://www.hamamatsusyakyoku.jp/>)

※受付時間：午前8：30～午後5：15（土日祝除く）

担当の区	地区センターおよび事務所		電話番号
中区・南区	浜松地区センター	中区成子町 140-8 福祉交流センター1階	453-0553
東区	東区事務所	東区流通元町 20-3 東区役所1階	422-3737
西区	西地区センター	西区舞阪町舞阪 2701-9 舞阪協働センター3階	596-1730
北区	北地区センター 引佐事務所 三ヶ日事務所	北区細江町気賀 4581 細江介護予防センター内 北区引佐町井伊谷 616-5 引佐協働センター内 北区三ヶ日町宇志 803 三ヶ日総合福祉センター内	527-2941 542-3486 524-1514
浜北区	浜北地区センター	浜北区小林 1272-1 浜北高齢者ふれあい福祉センター内	586-4499
天竜区	天竜地区センター 春野事務所 佐久間事務所 水窪事務所 龍山事務所	天竜区二俣町二俣 530-18 天竜保健福祉センター内 天竜区春野町宮川 1330 春野福祉センター内 天竜区佐久間町中部 18-11 佐久間協働センター内 天竜区水窪町奥領家 2980-1 水窪協働センター内 天竜区龍山町戸倉 711-2 龍山保健センターやすらぎ内	926-0322 989-1261 965-0294 982-0046 969-0082

平成30年度 新入学祝い金申請書

社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会 会長 宛

《同意確認》私は、贈呈審査にかかわる申請内容の確認のため、担当地区の民生委員児童委員ならびに浜松市役所に照会することに同意します。※申請書への記入及び押印は、同意確認を兼ねています。

※太枠内をご記入ください。

Q 歳末たすけあい援護金の申請をされましたか？該当するものに○をしてください。【申請済・未申請】

ふりがな	はまつ たろう		住所	〒 ●●● - ●●●● 浜松市中区成子町140-8				
申請者氏名 (世帯主)	浜松 太郎 		電話番号	(053) ●●● - ●●●●				
			携帯番号	●●● - ●●●● - ●●●●				
			世帯構成等			続柄	氏名	生年月日
本人	浜松 太郎	S51.4.1	42	無職	8月・9月/10万 10月から収入なし			
妻	浜松 花子	S53.9.1	40	●●株式会社	月3万円程度			
子	浜松 さくら	H18.8.1	12	●●小学校	なし			
子	浜松 ふくし	H24.6.1	6	●●幼稚園	なし			

《添付書類確認欄》※該当するものに○をしてください。

- (1) 児童の生年月日がわかる公的機関の証明
  - 保険証
  - 医療費受給者証
  - 住民票 等
- (2) A 世帯全員の市・県民税が非課税となる世帯
  - 平成30年度市民税・県民税課税証明書(平成29年分)
  - 平成30年度特別徴収通知書(介護保険料)
- B 経済的な理由により支援を必要としている世帯
  - 世帯全員の直近3ヶ月(8、9、10月)の給与明細書
  - 離職票
  - 雇用保険受給資格者証
  - 年金の振込通知書 等
- C 児童扶養手当を受給している世帯
  - 児童扶養手当証書

《(2) Bの場合の申請理由》※Bの場合は必ずご記入ください。

世帯主が8月から勤務先を解雇され、勤務先が決まっていないために収入が少なく、生活に困窮している。また、来年4月に子ども二人が小学校と中学校へ入学する。

申請書にご記入いただいた個人情報は、浜松市社会福祉協議会の事業においてのみ使用いたします。本会において適正に管理し、無断で第三者への提供はいたしません。

新入学祝い金贈呈事業は、市民の皆様からの募金を財源として事業を実施しております。

代筆者氏名	法定地区名	民生委員児童委員氏名 (No.)
	地区	( )

\* 申請書提出期限 平成30年12月28日(金) \*